

県内中小企業のプロフェッショナル人材採用力向上支援業務委託仕様書

1 業務委託の目的

質の高い雇用を確保するには、地域経済を支える中小企業に対し、新規事業の創出、既存事業の拡大・生産性向上などを牽引するプロフェッショナル人材は不可欠である。

プロフェッショナル人材採用のためには、山口県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という）に登録している職業紹介事業者に対し経営課題やその課題解決人材像等を具体的に記載した「企業情報シート」の提出が必要であるが、人材ニーズを適切に記載できない県内中小企業もあることから、県内中小企業に対して採用力向上支援を実施することにより、県内中小企業の発展を促進する。

2 支援対象企業

プロフェッショナル人材を活用することで、地域に新たな質の高い雇用を生み出そうとしている県内中小企業等

3 委託期間

委託契約の日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) プロフェッショナル人材の採用力向上支援（企業情報シートの作成支援）
受託者は、県内中小企業等を対象に「企業情報シート」の作成支援を概ね100社実施すること。ただし、市場環境などにより双方が協議の上で目標値を再設定できるものとする。

- ・「企業情報シート」が完成した時点をもって、1社とカウントすること。
- ・「企業情報シート」のカウントについては、拠点と協議の上、明確にルールを定め、それに則って運用すること。
- ・過去に本事業等で支援実績のある企業及び求人内容を変更・更新する企業についても対象とする。なお、大手企業の子会社についても対象に含めるものとする。
- ・受託者の案件発掘件数は、概ね30社以上を目安とし、拠点に対して提

案を行うこと。

- ・案件発掘を行う際のアプローチリストは、拠点及び受託者がそれぞれ保有する企業情報を相互に提供・集約し、協議の上で作成すること。
- ・作成支援を行う企業のうち、採用力の向上を通じて採用活動の自走化・自立化モデルとなる「重点支援企業」として、双方協議の上で概ね 20 社を選定すること。受託者は当該企業の人材採用成約に向けて努力し、拠点はこれに対して必要な支援を講じること。

- ・その他の内容については協議の上決定すること。

(2) ハンズオン支援によるニーズの具体化とシートの策定

受託者は、支援対象企業のプロフェッショナル人材採用リテラシー向上のため、「企業情報シート」の作成にあたり、経営課題や課題を解決するための人材像等のニーズを適切に記載できない企業に対し、受託者のノウハウを活用して求人ニーズを把握・具体化するハンズオン支援を行うこと。

- ・企業情報シートの詳細な様式は拠点と受託者が協議の上で決定する。ただし、以下の項目については必ず明文化し、記載内容に含めるものとする。

1 企業情報、2 経営課題、3 募集背景、4 業務内容、5 役職、6 年収

- ・支援進捗に応じて、訪問、Web会議、メール等を併用して効率的に行うこと。

(3) 支援機関向けWebセミナーの開催

受託者は、商工会議所等の支援機関との連携強化および支援スキルの向上を目的に、支援機関向けセミナーをWebにて開催すること。

- ・内容は拠点と協議し、参加者確保には拠点も協力とすること

(4) 企業向けWebセミナーの開催

受託者は、支援対象企業に対して、人材ニーズの切り出しやシート作成への展開ノウハウ取得を目的としたセミナーをWebにて開催すること。

・内容は拠点と協議し、参加者確保には拠点も協力すること。

(5) その他

上記の各支援業務に加え、自社の持つリソースを活用して、本事業の目的である採用力向上に資する取り組みが可能であれば、記述すること。

5 委託料

委託料は、9,350,000円（うち消費税等850,000円）とする。

6 業務の報告

委託業務の実施にあたっては下記の事項に留意すること。

- (1) 受託者は、拠点と定例協議を実施すること。なお、定例協議の開催方法については、別途拠点と協議すること
- (2) 受託者は、事業終了速やかに、または令和9年3月12日（金）のいずれか早い時期までに以下の事項をまとめた報告書を拠点に提出すること。

・開催イベントの実績報告

支援機関・企業向けセミナーの各実施概要（日時、場所、内容）、集客実績、及び参加者アンケートの集計・分析結果。

・企業支援の実績報告

支援企業一覧（重点支援企業・作成補助企業）、各社の課題や人材像をまとめた「企業情報シート」及び広告運用データ等に基づく企業への改善提案内容の記録。

7 その他

- (1) 本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、拠点と協議を行うこと。協議に係る拠点からの指示については迅速かつ的確に従うものとする。

受託者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、いかなる理由をもっても業務期間中及び業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならないこと。

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、山口県個人情報保護条例に準拠した取り扱いを行うものとする。

業務の遂行に於いて疑義が生じた場合は拠点協議することを原則とするが、それによりがたい場合には（公財）やまぐち産業振興財団と協議することとし、協議に係る拠点又は（公財）やまぐち産業振興財団からの指示については迅速かつ的確に従うものとする。